

東広島エネバンク運営規約

(目的)

第1条 東広島エネバンク（以下「本会」という。）は、本会の会員が東広島市内で行う温室効果ガス排出削減活動により削減された二酸化炭素排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省及び農林水産省）に定める認証委員会からJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に資することを目的に活動する。

(管理及び運営)

第2条 本会の運営及び管理は、東広島市長が行う。

2 本会の代表者は、東広島市生活環境部環境先進都市推進課長とする。

(入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者は、「東広島エネバンク入会申込書」（様式第1号）に次のいずれかの書類を添えて、本会に提出するものとする。

- (1) 東広島市が交付する対象システム設置に係る補助金の申請書
- (2) 広島県が実施する太陽光発電設備等共同調達事業の申請書類等の設備導入を確認できる書類の写し。
- (3) 住宅用太陽光発電システム、蓄電設備及びパワーコンディショナーの設備概要及び導入時期が確認できる書類の写し。

(入会資格)

第4条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 東広島市内に存する住居において、住宅用太陽光発電システム及び蓄電設備を設置していること。
- (2) 発電量等が確認できる通信環境又はエネルギー表示器を有し、発電実績の報告に協力すること。
- (3) 住宅用太陽光発電システム以外の逆流する自家発電システムを設置していないこと。
- (4) 上記(1)の事業に登録する対象システムを、他の排出削減事業等に登録していないこと。
- (5) 上記(1)の事業に登録する蓄電設備の利用による二酸化炭素排出削減量（環境価値）を東広島市に譲渡すること。
- (6) 認証されたJ-クレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、東広島市が

特段の対応をしないことに同意すること。

(業務の内容)

第5条 会員は、第1条に規定する目的のために、次の第1号に掲げる業務を行い、第2号から第4号に掲げる業務を東広島市に委託する。

- (1) 蓄電設備の設置による温室効果ガス排出量の削減
- (2) J-クレジット制度認証委員会への各種手続に係る業務
- (3) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- (4) 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等への活用に係る業務

(報告)

第6条 会員は、東広島市から実績報告の要請があった場合は、発電実績等を東広島市が指定する方法(様式第2号)で、東広島市宛てに報告するものとする。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を東広島市に報告しなければならない。

- (1) 対象システムが損傷又は滅失したとき。
- (2) 対象システムを処分(売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするとき。

(販売代金の受領)

第7条 第三者より支払われる代金は、東広島市がこれを受領する。

(退会)

第8条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、東広島市に「東広島エネバンク退会届」(様式第3号)を提出するものとする。

2 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第4条に定めた入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会費)

第9条 本会の会費は、無料とする。

(存続期間)

第10条 本会の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である令和13年3月31日までとする。ただし、J-クレジットの売却状況等、同制度に関する状況の変化に応じ

て、本会の存続期間を適宜見直すこととする。

(規約の改定)

第11条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとし、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

(事務局)

第13条 本会の事務局を東広島市生活環境部環境先進都市推進課に置く。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日適用)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島エネバンク運営規約の規定は、令和5年度以後に新たに入会する者について適用し、令和4年度分までの会員については、なお従前の例による。
- 3 この規約の施行の際現にあるこの規約による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規約による改正後の様式によるものとみなす。